

議案第25号

町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する  
規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2022年12月22日提出

町田市教育委員会

教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、南町田駅前連絡所の閉所及び町田市教育委員会指定管理者管理運営  
状況評価委員会の部会の新設に伴い、関係する規定を整備するため、改正する  
ものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

### 1 改正理由

南町田駅前連絡所の閉所及び町田市教育委員会指定管理者管理運営状況評価委員会の部会の新設に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

### 2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 図書館資料の予約の取次ぎ等に関する事務を補助執行させる職員から、南市民センター長を削ります。（別表第2関係）
- (2) 町田市教育委員会指定管理者管理運営状況評価委員会の庶務に関する事務のうち、部会に関する事務については補助執行を行わない旨を規定します。（別表第2関係）

### 3 施行期日

改正内容の(1)については2023年2月1日から、(2)については同年4月1日から施行します。

町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程の一部  
を改正する規程

町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程（平成15年3月町田市教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
	補助執行させる 事務	補助執行させる 職員		補助執行させる 事務	補助執行させる 職員
略	略	略	略	略	略
3	図書館資料の予約の取次ぎ及び引渡し並びに返却される図書館資料の受取に関すること。	市民部市民総務課長、市民部市民課長、市民部小山市民センター長及び子ども生活部児童青少年課長	3	図書館資料の予約の取次ぎ及び引渡し並びに返却される図書館資料の受取に関すること。	市民部市民総務課長、市民部市民課長、 <u>市民部南市民センター長</u> 、市民部小山市民センター長及び子ども生活部児童青少年課長
略	略	略	略	略	略
5	委員会が所管する教育施設の指定管理者に係る事務のうち、町田市教育委員会指定管理者候補者選考委員会及び町田市教育委員会指定管理者管理運営状況評価委員会（以下「 <u>評価委員会</u> 」 <u>という。</u> ）の庶務に関すること（委員の委嘱及び <u>評価委員会の部会</u> に	総務部総務課長	5	委員会が所管する教育施設の指定管理者に係る事務のうち、町田市教育委員会指定管理者候補者選考委員会及び町田市教育委員会指定管理者管理運営状況評価委員会の庶務に関すること（委員の委嘱に関する <u>ことを除く。</u> ）。	総務部総務課長

	することを除く。)				
略	略	略	略	略	略

附 則

この規程中別表第2の3の項の改正規定は令和5年2月1日から、同表の5の項の改正規定は同年4月1日から施行する。